



2022年9月30日

各 位

会 社 名 ギグワークス株式会社  
本社所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号  
代 表 者 代表取締役社長 村田 峰人  
(コード番号 : 2375 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員  
管理本部長 小島 正也  
(TEL 03-6832-3260)

## 当社子会社役員および当社グループ従業員向け譲渡制限付株式付与制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年9月30日開催の取締役会において、当社子会社役員および当社グループ従業員に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### 本制度の導入目的

本制度は、当社子会社役員および当社グループ従業員を対象に、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な業績拡大と企業価値の向上を図ることを目的として導入するものです。

#### 2. 本制度の概要

本制度の対象者は、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する当社グループの従業員を予定しております。

対象従業員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象従業員に対して支給する金銭債権の総額は、取締役会で決定いたします。

本制度により発行又は処分される当社普通株式（以下「本株式」といいます。）の総数は取締役会で決議することとし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本株式を引き受ける対象従業員に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける予定の対象従業員との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれるものとします。

- ① 一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が岡三証券株式会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

なお、本制度の具体的な内容が決定いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上